

犯罪被害財産支給手続終了決定公告

令和8年5月27日

東京地方検察庁 検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第1項第3号の規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁 令和7年第14号
- 2 犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日 令和8年5月27日
- 3 終了決定をした理由 資格裁定を受けた者に対して被害回復給付金の支給等を行った結果、残余給付資金が生じたが、当該残余給付資金をもっては特別支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認めるため。
- 4 この公告に関する問合せ先
〒100-8903 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
東京地方検察庁 犯罪被害財産支給手続担当
電話番号 03-3592-5611（代表）内線 3350、4392

- 上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記4のとおり）。
- 当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。